

令和 7 年度 滋賀県環境審議会環境企画部会
環境アセスメント制度見直し小委員会（第 2 回） 概要

- 1 開催日時 令和 7 年（2025 年）7 月 7 日（月）15 時 00 分～17 時 00 分
- 2 開催場所 危機管理センター災害対策室 1
- 3 出席委員 小山委員、坂下委員（Web）、島田委員（Web）、田中委員長（Web）、
中野委員、樋口委員、前迫委員（Web）、吉田委員 （以上 8 名）
- 4 議 事 （1）環境アセスメント制度の見直しに向けた検討について
（2）環境アセスメント制度の見直しについて（素案）
（3）その他

【配布資料】

- 議事次第・委員名簿
- 資料 1 環境アセスメント制度の見直しに向けた検討事項について
- 資料 2 滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに
ついて（第 2 次答申（素案））
- 参考資料 1 滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会
（第 1 回） 議事概要
- 参考資料 2 滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会
設置要領

5 議事概要

- （1）環境アセスメント制度の見直しに向けた検討について
・事務局から資料 1 を説明した後の意見等は以下のとおり。

（委員長）

確認ですが、資料 1、P.12 の表（自然公園の面積規模要件の比較）の見方を改めて教えてください。

（事務局）

自然公園において、P.10 の「③その他地域」よりも面積規模要件を強化しているのは 16 県あり、それら 16 県の県名を緑色の蛍光ペンで塗って示しています。従って蛍光で塗っていない都道府県の面積規模要件は P.10 「③その他地域」の面積規模要件と同じであり、自然公園では面積規模要件を強化されていない状況になっていま

す。また、四角で囲んでいる都県名は、工場と工業団地で異なる面積規模要件を設定しているところになります。

自然公園における滋賀県の面積規模要件は、工場、工業団地とも 10ha であり、それより厳しい面積規模要件を設定しているのは、静岡、群馬などの 4 都県という表の見方になります。

(委員長)

承知しました。

(委員)

資料 1、P.9 に工場と工業団地の面積要件が異なることで生じている課題を挙げていただきました。確認ですが、面積要件の整合性を図ればここに記載の課題は解決されるのでしょうか。工業団地としてのアセス手続が【i】でその面積規模要件が 20ha、工場のアセス手続が【ii】でその面積規模要件 10ha です。10ha が 20ha になったところで、そもそも、工業団地と工場のアセスが両方いるのであれば面積が一緒でも 2 回手続が必要になるのではないのでしょうか。

(事務局)

工業団地は基本的に分譲されて複数の工場になります。例えば、工業団地で 30ha のものが造成され、15ha の工場 2 つに分譲される場合、制度改正後は手続不要になります。

(委員)

そこは面積要件だけで判断されるのでしょうか。工場だから、工業団地だからということで、別々に必要性が判断されるのではないのでしょうか。一旦、環境アセスメント手続をした上で工業団地が造成された場合、そこに工場を建てる場合は既に環境アセスメントが実施されているので、再度環境アセスメントは不要なのではないかと思いました。

(事務局)

そのとおりです。工業団地の造成に係る環境アセスメントを既に行っているので、工場造成の面的開発は対象にならないです。

(委員)

今後は、工業団地の場合も、工場の場合も 1 つの面的開発として 20ha 以上が手続の対象となる理解で合っていますか。

(事務局)

そのとおりです。改変に伴う環境負荷が、工業団地も工場も同じですので、そのように制度を変更したいと考えています。

(委員)

先ほど委員が確認された内容は、資料 1、P.5 の「面積要件の整合性を図る」と同じことでしょうか。

(事務局)

同じです。

(委員)

つまり、本日は資料 1、P.5 の工場の面積規模要件 10ha を、20ha または 15ha に緩和し整合性を図ることの妥当性を議論すれば良いのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。よろしくお願いします。

(委員長)

今、委員が仰った「整合性を図ることの妥当性」が、本日の検討事項 1 の論点ですが、これについて意見はありますか。

(委員)

「①森林地域」の面積要件を 10ha から 15ha に緩和することに関しては、その森林の質によると思うので、まだ、意見をまとめているところです。一方で、「②その他地域」の面積要件を 10ha から 20ha に緩和することに関しては、「②その他地域」は人間活動が入っている場所がメインであると思うので差し支えないと思います。

(委員)

滋賀県の特徴として、「②その他地域」には草原なども含まれると思う。例えば、伊吹山でも 5 合目くらいからは草原になっている。また、先般、土砂災害が起きた場所も草原があり住宅があったところである。そういった場所で、工場や工業団地が造成されるケースはほとんど無いと思うが、滋賀県独自の生態系が見られる場所もある。今回の工場の面積要件を 10ha から 20ha に緩和し整合を図る案は、「②その他地域」に含まれる草地環境や鳥獣保護区なども対象となるが、その点に関してはどう考えていますか。

(事務局)

今回の面積要件の整合性を図る話は工場建設に限ってのことです。前回の第 1 回小委員会では委員から発言があったとおり、新規で工場が立地する場合、工業団地や幹線道路に近い場所で用地を探されるケースがほとんどであり、自然が豊かな場所に工場が立地することはほとんどありません。これは、データにも表れており、資料 1、P.16 に記載のとおり、アセス制度を導入して以降、約 40 年間で工場の環境アセスが実施されたのは 4 件のみとなっています。従って、「①森林地域」、「②その他地域」の面積要件を他の面的開発事業と整合させる形で、それぞれ 15ha、20ha に緩和することは支障ないことと考えています。一方、工業団地に関しては、山や森林を切り開いて造成されるケースも多く、20ha の面積要件を緩和するのではなく、手続の迅速化や合理化を中心に検討する必要があると考えています。

(委員)

よく理解できました。ただ、もう 1 点だけ、森林地域と言っても色々な森林があ

り、森林の質がそれぞれ異なります。県内にも、溪畔林、高木林、低木林などがあります。河畔林の近くにある低木林などは「森」と見なすのか否か議論が分かれる部分もあるので、森林地域の定義はあるのでしょうか。

(事務局)

あります。森林地域は国土利用計画法の森林地域を指しており、人工林、天然林を問わず含まれており、先ほど委員の仰った河畔林を含め、あらゆる森林を含みます。

(委員)

定義が明確ということで理解しました。

(委員)

保安林は含まれているのか。保安林地域では造成できないという理解で良いか。

(事務局)

保安林も森林地域に含まれますが、保安林区域では工場の造成は出来ないという理解です。

(委員長)

次に、検討事項2（手続の緩和）について御意見等がありますか。

(委員長)

皆さんが考えておられるので、まず私から質問します。P.19～20に整理されている【B】手続緩和エリアの候補エリアは、【A】のヨシ群落保全地域などの手続緩和エリアにならないでエリアだと説明がありました。P.20に整理されているNo.1～8の各法令の区域は各法令を所管する部局から入手され、何も手を入れずに機械的に重ねたものであり、この何れにも該当しない区域を【B】白地エリアとして指定したという理解で良いのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。No.8の河川保全区域はまだ入れられていませんが、No.1～7の区域を機械的に重ねた範囲が【A】手続緩和エリアにならないエリアです。

(委員長)

分かりました。

(委員)

資料1、P.17の図に記載のとおり、「①森林地域」では、工場の面積規模要件は10haから15haに緩和することで面積規模要件を緩和するけれども、手続は配慮書からということで、しっかり手続を踏んでくださいという考え方ですね。

「②その他地域」では面積も緩和し、「②その他地域」の一部では、手続も緩和することでその場所に産業を呼び込もうということですよね。そこに森林を守りたい気持ちが出てきているということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

検討事項1は面積要件のみの話で、検討事項2がゾーニングの話になります。検討事項1と2は、関連していますが、議論の内容や方向性が顕著に異なるので、別の検討事項として分かれているところです。

この内容はいずれ一般の市民や産業分野の方等に告知する形になると思います。そのあたりの違いが我々委員でも理解が難しいとなると、一般の方には、事務局が説明する機会も無いと思うので、資料については誰が読んでも理解でき、誤解が生じないように、産業界の方にはそれを見て立地を検討いただけるようにしてほしいと思います。

(委員)

「②その他の地域」には工場、工業団地が来て欲しいという意図が読み取れます。「①森林地域」の場合は、面積要件を緩和するけれども手続はそのままということで、造成できるなら造成してみろという感じですね。「②その他の地域」にどんどん工場、工業団地に来て欲しいということが一般の方に分かるPRを進めていただきたいと感じました。

(委員)

森林地域の面積規模要件の緩和については差し支えないと思う。先ほどの事務局の説明で「②その他地域」でも山林や河川に近い場所、鳥獣保護区、ヨシ群落保全区域等があるとの説明があった。「②その他地域」には、工場や工業団地にどんどん来て欲しい部分もありますが、そのためには、線引きを明確にしていく必要があると感じました。

(委員長)

明確にした方が良いというのは、具体的にどの部分ですか。

(委員)

河川からどのくらいまで離すべきかという点です。具体的な距離を示す必要があります。

(委員長)

御指摘のとおり、河川からのセットバックはまだ検討中ということで、今後、考え方を整理する必要があると考えます。

(委員)

今のことに関連して、資料1、P.20の「河川区域および河川保全区域」の説明に河川区域の境界から50mとありますが、これは仮の数値なのでしょうか。琵琶湖に流れ込む河川は沢山あり、その周辺域は河畔林も成立していない湿地等が存在している場合もあります。河川植生として改変しない方が良い場所もあり、この50mの考え方

をお聞かせいただきたいです。

(事務局)

資料 1、P.20 に記載の河川区域の境界から 50m というのは、河川区域内は造成が出来ませんので、堤防から集落側に 50m になります。この範囲は河川構造物を保護するために定められた範囲として河川法で定められた範囲ですが、この範囲では狭いのではないかという指摘もありましたので、引き続き、知見を収集し河川から一定距離を何 m にするか検討したいと考えています。

(委員)

今後、どのようにして河川から一定距離の範囲を指定するのでしょうか。農地など土地利用を考慮されるのか、集落単位で指定するのか、区分の仕方のイメージをお教えいただけませんか。

(事務局)

地下水の保全の観点から設定したいと考えています。

(委員)

水脈が分かっているということですか。

(事務局)

まだ分かっていませんので、今後知見を集約したいと考えています。

(事務局)

今、委員から御指摘いただいた内容について質問があるのですが、よろしいでしょうか。河川からの一定距離の話で、委員から河畔林の保全の観点を挙げていただきましたが、その河畔林というのは河川堤防よりも河川側にあるものでしょうか。今回、【A】の区域として広げていこうと考えているのは、堤防よりも集落側になります。その際、堤防よりも河川側にある河畔林をどう扱えば良いのか、委員の知見があればお教えいただけませんか。

(委員)

滋賀県の場合、堤防よりも河川側に河畔林が成立しているケースが多くなっています。河川沿いの農地や集落などの土地利用の状況だけではなく先ほど地下水保全も考慮した【A】エリアの設定と仰っていただきましたが、地下水まで考慮するとなると私は知見を持っていません。琵琶湖の場合、河川区域（堤防よりも河川側）が重要になるため、河川区域がどうなるのかを知りたいと考えています。

(委員)

資料 1、P.20 で「②その他の地域」を絞り込み手続緩和を検討するとのことであり、【A】手続緩和にならないエリアを各法令に基づくエリアで重ね合わせ、残った場所が【B】手続緩和エリアになり得るエリアになるとのことでした。そして住民合意形成が得られているか、得られていないかで更なる絞り込みが行われ、合意形成が得られている場合に、【C】手続緩和エリアになるという仕組みですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

その時に2つ質問があり、まず、住民合意形成が得られている、得られていないはどうやって振り分けるのですか。その判断基準を示す必要があります。

もう1つは、鳥獣保護区などを抜き、絞り込んだ【C】のエリアと、資料1、P27に記載の「都市計画法の工業専用地域」「地区計画が定められている地域」等との関係が分かり難いと思います。この【C】の具体的な記載が、森林や自然公園、鳥獣保護区等を除いて出てきた場所とは読み取れませんので、修正が必要と考えます。

(事務局)

資料1、P.31をご覧ください。こちらが都市計画決定のフローになります。都市計画決定の中で用途地域を定める際には、住民の意見を聴くことになります。工業地域、工業専用地域に指定される際には住民の意見を聴くことで、工場、工業団地が将来建つことの合意形成が出来ている地域となりますので環境アセスの手續に相当する住民説明がなされている地域として、【C】手續緩和エリアに含めています。

(委員)

そうであるならば、資料1、P.27の「住民合意形成」というのは説明会が開催されたということだけを指していることになります。都市計画法の住民意見の聴取では反対意見があっても進むので、「住民合意形成が得られた」というのは「住民に十分説明が行われた」の意味であると思う。

(事務局)

今回の手續緩和は、評価書まで4段階手續がある中の配慮書と方法書に限ったものである。これらの段階には意見募集や説明会の開催が必要となっており、それらの手續は都市計画法の中でも意見を聴くことが出来るため、省略可能とするものです。

(委員)

資料1、P.27の図では、住民が反対していると手續が進められないとも読めてしまうので、「住民合意形成が得られた」というのは言い過ぎだと思います。エリアを絞り込んだ上で、住民皆が合意していないと手續緩和されないという訳ではなく、きちんと住民に説明がされていたら手續緩和の対象となるということだと思いますので、誤解がないように記載してください。

また、【C】手續緩和エリアは、森林、自然公園を除き、さらに鳥獣保護区等も除いた場所にできた都市計画法の区域であることをしっかり明記しないと、いきなり都市計画法の話が出てくると絞り込みの話がよく見えなくなりますので、工夫をしてください。

(事務局)

資料の作り方は考えたいと思います。

(委員)

私も言い方次第では誤解を招くと思います。資料1、P.27の都市計画法の記載は、「そもそも工場立地が前提の土地であること」を書くべきではないかと思います。勿論、住民の合意の話も書く方が良いと思いますが、この場所であれば本来工場を建てても良いはずの土地であり、この場所に誘導したい場所として【C】手続緩和エリアがあると思います。【C】のエリアは都市計画法の規定で工場、工業団地を建てる場所になっているので、【A】のエリアに重ならない限りは、手続は緩和しますとの説明だけで、合意形成の有無を言う必要はないのではないのでしょうか。

ちなみに、この【C】のエリアは本当に【A】のエリアに掛からない場所なのでしょうか。

(事務局)

まだ、河川から一定距離の話も検討中ですし、幾つか検討しないといけない点がありますので、只今の御指摘も検討したいと考えます。

(委員長)

先ほど、資料1、P.25に浸水範囲の資料がありましたが、事務局の説明に誤認と時代錯誤がありましたので、説明します。河川からのセットバックで保全をする目的は、そこに立地する事業者の洪水リスクを防ぐ話ではなく、河川へのインパクトを最小限にするための対策です。堤防の河川側が河畔林であり、住宅側は開発して良いという話ではなく、流域治水の話ですので河川に影響する周辺領域をコントロールしようとするのが今の流れですので、先ほどの事務局の説明はあまりに短絡的で時代遅れです。何回指摘しても河川からの洪水から事業所を守るという話が資料に出てきますが、これは委員の意見を無視しており、しっかりと委員の意見を聞いていただく必要があります。

河川堤防が無いような上流域の小さな河川で乱開発が起きてしまえば、河畔林が無くなり土砂が流出する事例もありますので、セットバックという規制手段で、河川の規模や流量で考え方を考えるのは良いが、柔軟に河畔の開発を規制するのが今の流れであり、きちんと考えていくべきです。今回の見直しは「攻めの環境保全」であり保全しつつもメリハリをつけることで、開発の問題がない所では以前よりスピーディーにという話ですので、その前提は環境への負の影響が無いことを担保することが必要です。河畔林については堤防より河川側だから良いといった乱暴な議論は止めていただきたい。

(委員長)

次に、検討事項3の「工場の燃料使用量の引下げ」についてはいかがでしょうか。御意見をお願いします。

(委員)

滋賀県でこれだけ厳しい燃料使用量の要件を設定いただいているのであれば、更なる引下げは必要ないということが分かりました。検討事項３の提案については異論ありません。

(委員)

私も同様に、今の時代、化石燃料を使わないようになってきているので、この要件はこのままで良いと思います。

(委員長)

それでは、検討事項３はこれで問題ないようです。まだ少し時間がありますので、検討事項１、２について、御意見があれば改めてお願いします。

(委員)

資料１、P.27の住民の合意形成が得られているケースと得られていないケースについて、その判断に関する質問が先ほどあり、私もどうやって判断するのが気になるところです。合意形成が得られていない場合、その後、どのように住民の反対に対応していかれるのかをお教えてください。

(事務局)

この資料に記載している住民合意形成の有無は、都市計画法の手続が進められているか否かで判断しようとしています。先ほど別の委員からも質問がありましたが、滋賀県の場合、都市計画法の市街化区域は、ほぼ一杯になっており、新たに工場、工業団地を建てようとする場合、市街化区域への編入が必須になります。新たに市街化区域への編入を行う際は、資料１、P.34に記載のとおりの手続が必要になります。このフローの中で素案の作成等については都市計画法の手続ではなく、都市計画法の手続に乗せるための事前調整として市町が任意でされる手続ですので、原案の縦覧など都市計画法の手続にのってきた段階では、地元との調整はほぼ終わっているものと認識しています。そういった意味で、住民合意が得られていないものに関しては都市計画法の手続に乗ってこないと考えています。

また、仮に手続が進んだ場合においても、周辺住民の方が心配されるのは周辺環境への影響であり、こういった保全措置を行うのか検討するプロセスは省略不可とすることで住民の更なる理解の促進につなげていこうと考えています。

(委員)

丁寧に説明いただきましたが、私は理解が難しいと思っています。通常、住民合意を得るまでには何年もかかります。都市計画法の手続に乗る前に市町が事前に地元と調整されるとの説明がありましたが、住民合意形成がとれたら手続緩和の対象となるとのイメージで良いでしょうか。また、住民合意形成が得られない場合には何年かけ

ても住民が合意していないので工場はできないという理解で良いでしょうか。

(事務局)

都市計画法の手続の場合、住民以外に市町議会での議決も必要となりますので、合意がないと手続は進みません。

(委員)

資料1、P.27の図では住民合意が得られていないケースであっても、配慮書から手続を行えば工場、工業団地が建てられるのかと思いましたが、そうではないということが分かりました。このページの表現が修正されると良いと感じました。

(事務局)

工場、工業団地が建てられないか否かは再確認します。

(委員)

実際、都市計画法で工場が建てられる場所として土地の用途が定められなければ工場は建てられないのではないのでしょうか。

(事務局)

そのはずなのですが、改めて、都市計画法の担当課に確認します。

(委員)

ですが、法の規定の観点だけでなく、一般的に合意なしに手続を進めることはできないと思います。

(委員長)

この制度を作ったところで活用されないのでは意味がありません。都市計画の担当課に確認いただくのはもちろん必要ですが、今後の開発や保全の流れを変えるような制度にする必要があります。今の事務局の説明を聞くと合意形成がされた場合には手続が緩和されますがそれには至らないような気がします。今のままの制度変更案で行くと制度は変更するけど誰も活用できないということになる気がしますので、制度内容をしっかり検討してください。

(委員)

私は他都市の都市計画審議会の委員もしていますが、都市計画審議会に議案として上がってきた段階で住民が反対しているからということで事業が止まってしまう事例はほとんどありません。資料に「各段階で住民が意見を述べる機会がある」とありますが、機会があるだけで反対意見があっても進んでいきます。都市計画法の手続で住民の反対があったら事業が止まるというのは理想的ですが、実際はそんなことはありません。

そういった意味で、資料1、P.27の「合意形成」という言葉は「都市計画法の中の」とかそういった説明がないと、アセスの制度改正を検討しているのに、ここだけ都市計画法の話というのは分かりにくいです。【B】まで絞り込みを行いその後は都市計画法の規定を利用することをしっかり記載してほしいです。都市計画の話だと環

境ではなく土地利用の分類の話ですので、P. 27 に「騒音、交通渋滞などトラブル発生の可能性」と書いてあると、アセスの手続の中で反対が出れば手続が省略できないなど誤解が生じると思います。

先ほど、委員が【A】のエリアと工業専用地域は重ならないということですよと念押しをされましたが、それも含め、都市計画法の用語や土地の分類とアセスの話がどうクロスするのか説明を足してほしいと思います。

(委員長)

今、委員が仰ったのは、工場や工業団地など大規模開発に関しても、住民反対があっても手続が進むということですか。

(委員)

私がこれまで関わったのは工業団地ではなく大規模道路開発、公園、廃棄物処分場等です。

(委員長)

公的な開発と民間の開発は性質も異なるので一概には言えないと思うのと、今回の場合開発をするか否かを決めるのではなく、開発に至るまでのアセスメントの手続をどうするかという話をしていますので、今の委員の意見は貴重なものですが、そのまま議論の遡上に乗せるものではないと感じました。

(委員)

都市計画法の中で住民の意見がどう入ってくるかについては、もう少し詳しい説明が必要と思います。

(委員)

もう1度、資料1、P. 27 のことでお聞きします。【C】手続緩和エリアについて、先ほどの事務局の説明では、現在、市街化区域はいっぱいであり、新たに工場、工業団地が作られる場合は、都市計画の変更が必要になるということでした。その都市計画の変更で新たな区域が作られ、造成される場合にはアセス手続が必要になると思います。ということは、【A】以外の場所で【C】になる場所はあまり無いということでしょうか。

(事務局)

【A】以外の場所で【C】が出来ることはどの程度あるのかという御質問かと存じますが、既に【A】以外の場所で【C】を作る相談も受けていますので、手続緩和になるケースがほとんどないということはありません。

(委員)

【C】は都市計画法で工場等を建てる場所になっているということを強調し、合意形成がされている、されていないで区分しない方が良いのではないかと。そのうえで、工業専用地域になっていたとしても環境配慮は必要なので、必要な手続はしてもらう旨を説明した方が良いのではないかと。合意形成の有無を持ち出すと人によって捉え方

も違うので、混乱すると思う。工業専用地域等に立地する方がその他の場所に建つよりは良いだろうという考えから一部手続を緩和し立地を誘導するということで十分合理的な説明であると思う。「住民合意形成がなされている」というよりも「工場等が建つ場所として定められている」が適切な表現と思います。

(委員)

私も1人でも反対する住民が居ると手続緩和の対象としないと言っている訳ではなく、町議会や市議会を通れば差し支えないと思います。住民の中には賛成の方も居れば反対の方も居るのが普通であり、「この土地には工場を建てて良い」という合意が町議会や市議会でなされていれば手続緩和の対象として差し支えないと思います。

(委員長)

現改正案であれば、制度が厳しすぎて【C】に該当する土地が無くなるということはないとのこと。また「住民合意」をどのレベルで求めるのかについては、「そもそも住民合意が必要ないような場所」という意味でしょうか。

(委員)

「必要ない」というよりも「今後も環境の面から住民への説明は必要だけれども、工場としての土地利用を図ることが市町において定められている場所」というイメージであり、他の場所で建てるよりもそこで建てる方が望ましく手続を短くしていくイメージだと思います。

(委員長)

該当する土地が本県に十分あるのであれば、政策のターゲットをそういった土地に絞り「住民合意」とは書かないのが良いのではないかと。ただ、そういった土地が十分に無いのであれば制度として問題があるので、次回8月の小委員会では、そのあたりを議論できる資料を示してください。

(事務局)

承知しました。

(委員)

森林でも自然公園でもないエリアの中から、更に鳥獣保護区等を除いたエリアに都市計画法の工業専用地域等が作られた場合に、その地域の中では手続を緩和しようという話で良いでしょうか。

(事務局)

そのとおりである。森林、自然公園、鳥獣保護区等に掛からない形で都市計画法の工業専用地域等を指定する手続が始まった場合、手続緩和の対象としたいと考えています。

(委員)

その際、【A】「手続緩和エリアにならないエリア」がこの8種類だけで良いのか。例えば「魚のゆりかご水田」など、それ以外に【A】に入れるべきエリアが無いの

か、他に守るべきエリアがこの８種類に入っているか否かについて議論すべきではないでしょうか。

(委員長)

ゆりかご水田を含め「琵琶湖システム」と言われる世界農業遺産に含まれる土地は滋賀県の固有の重要性をもっており、【Ａ】「手続緩和エリアにならないエリア」がこの８種類だけで良いのか事務局において関係部局と調整し確認してください。

(２) 環境アセスメント制度の見直しについて（素案）

・事務局から資料２を説明した後の意見等は以下のとおり。

(委員長)

資料２「１ はじめに」に記載のある「攻めの環境保全」については、上手く制度設計をしていけばそのようになると思う。環境を保全しつつ産業振興を図るという「攻めの環境保全」の用語が１回しか出てこないのもう少し強調しても良いのではないのでしょうか。

(委員)

先ほど、議題１の議論でも、「②その他の地域」に他にも重要なエリアがあるのではないかという意見がありました。資料２、P.5に【Ａ】「手続緩和エリアにならないエリア」として既に挙げられているエリアは当然【Ａ】「手続緩和エリアにならないエリア」に含むべきであるが、これ以外にも重要なエリアは有り、それをどう扱っていくかが次回３回目の小委員会で重要になる。既にキーワードは挙がっており、森・川・里・湖の生態系のつながりにおいて重要であること、生態系によって自然災害を緩和していくNbSの考え方に寄与するエリアが【Ａ】「手続緩和エリアにならないエリア」に入らなくても、どこかに明記することが出来ないかと思います。

また、先ほど、例えば農地の中にも生態系のつながりにおいて重要な場所があるとの意見があり、そういった場所が【Ａ】「手続緩和エリアにならないエリア」としてGISで重ね合わせた場所に入っているのか。また、住宅があっても過疎のエリアには人が入り活性化が必要であり、そのようなメリハリが【Ａ】【Ｂ】のエリアの区分けに反映されていることが文言として表記されると理解しやすいと思います。

(委員長)

委員からNbSという意見もありましたが、今回の制度見直しは、現在の生態系保全のトレンドを抑えたものであるということがしっかり書きこまれる必要があります。NbSやネイチャーポジティブといった用語を記載し、現在の世界的な動向を踏まえた見直しであることを冒頭に明記すべきだと思います。

(委員)

資料２、P58-72 行目に記載の趣旨は異論ないと思う。書きぶりでは、ネイチャー

ポジティブ等も追加した方が良いと思うが、書いてある内容としては琵琶湖を中心とした森・川・里・湖のつながりや自然環境と経済の調和を考え、「自然を守るエリア」と「工業を誘致するエリア」を区分することで、経済の発展や人口の増加に繋げようとする考えが既に書いてあるので、良いと思います。

(委員)

質問ですが、この資料2、第2次答申(素案)は環境審議会で審議し、その後、県議会には提出されるのでしょうか。

(事務局)

答申は環境審議会で審議いただき、知事あてに答申いただく。その後、必要な条例や規則の改正を進める必要があり、その過程で答申内容を県議会にも報告します。

(委員)

議会でも審議されるのでしょうか。

(事務局)

答申内容については審議されず、答申結果を踏まえた条例改正(案)について県議会で審議されます。

(委員)

この答申の文書が議会でも使われるのであれば、認めていただく必要があるので、その点を意識して書く必要があると感じました。

(事務局)

議会にも答申内容を報告するので、その点は意識して書く必要があります。

(委員長)

それでは、時間が来ましたので、本日の議論を終了します。事務局は本日の意見を踏まえた対応を検討してください。

(事務局)

委員長、委員の皆さま、ありがとうございます。沢山意見をいただきましたので、検討しまして、次回、答申(案)をとりまとめたいと思います。

【以上】